はじめての方へ

家族信託ガイドブック

認知症などで判断能力が低下したあとも、
ご家族の財産を動かせるようにしておくための
仕組みを、この一冊で整理しました。

「契約内容を理解・判断できるうち」に、
ご家族のための備えを。



司法書士法人クレスタ

認知症で判断能力が低下すると、
財産が動かせなくなることをご存知ですか？

契約内容を理解・
判断できる段階

判断能力の低下

家族信託が結べるのは、
ここだけです

できなくなること



預金が引き出せない



不動産が売却できない



相続対策ができない

もし、何も備えなかったら？「資産凍結」のリスク



窓口での意思確認ができず、
払い戻しや解約の手続きを
断られることがあります。

証券口座の取引が停止され、
売却や資産の組み換えに
対応できなくなります。

売買契約や登記手続きが進まず、売却・
建替え・賃貸借契約ができなくなります。

ご本人にとって

自分の財産があるのに、
介護費用や住み替え費用に充てられない。

ご家族にとって

親の費用を子が立て替え続けることになり、
長期的に大きな費用負担が発生する。

家族信託とは「管理の権限」だけを家族に預ける契約です

※ 親が財産管理を子に任せるケースを例にしています。



親（財産を託す）　子（財産を管理・運用）　親（財産から利益を受ける）

1. 元気なうちに契約を結ぶ

親と子が、託す財産と使いみちを決めて
信託契約を結びます。

2. 子が契約どおりに管理する

託された財産は子が受託者として管理し、
決められた範囲で運用・処分します。

3. 親のために使う

生活費・医療費・介護費などを、
信託した財産の中から支払います。

管理する人が変わるだけで、利益を受ける人は変わりません。

登場人物は主に「財産を託す親」と「管理する子」

親が委託者と受益者を兼ね、子が受託者となるケース



親

委託者 兼 受益者

財産を託す人・利益を受け取る人

財産の管理を任せる

管理する預金から

親の生活費・介護費などを支払う



子

受託者

不動産・預金を管理する人

委託者と受益者が同じ（親）の場合、
この信託の設定による贈与税は、原則かかりません。

託せる財産、託せない財産

○ 託すことが多い財産



現金



不動産



自社株式・非上場株式

× 託せない・工夫が必要な財産



年金
本人固有の権利のため



農地
許可が必要なため実務上困難

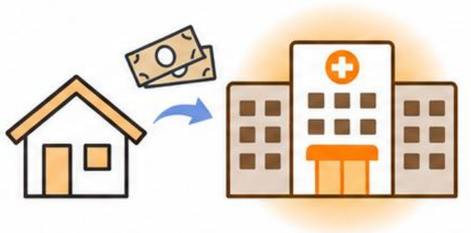


預金口座そのもの
口座は移せないため
専用口座にお金を移します

全財産を託す必要はありません。「凍結されると困るもの」だけを選ぶのが現実的です。

施設入居の費用を、実家の売却でまかないたい

お父さま（80代・一人暮らし）が売買契約を理解・判断できなくなった場合を比較します。

	① 判断能力があるうち	② 判断能力低下後の売却	③ 施設費用の支払い
家族信託をしていない場合 他の備えもない場合	 お父さま名義のまま 管理・売却の備えなし	 家族であっても 不動産を売却できない	 不動産を売却できなかった為、 費用を捻出できない
家族信託をしている場合	 実家と現金を信託し 長男に管理・売却を任せる	 長男が受託者として 契約で定めた範囲で売却	 売却代金を管理し 入居費・生活費・介護費に使う

売るかどうかは後で決めても、「売れる状態」を先に整えておけます。

家族信託と成年後見制度との違い

※この表の「成年後見制度」は、法定後見を指します。

ポイント	家族信託	成年後見制度
何のため？	本人の希望に沿って 財産を管理・活用する	判断能力が低下した本人の 財産と生活を守る
いつ・誰に？	元気なうちに契約し 自分で選んだ家族などに任せる	判断能力が低下した後 裁判所が選んだ人に任せる
できること	託した預金・不動産の管理・売却 生活費や介護費の支払い	財産管理に加え 施設入居・介護などの契約
費用	原則初期費用のみ	初期費用＋ 毎月の後見人への報酬
デメリット	施設入居などの契約は対象外 （身上監護の権限がない）	家族以外の第三者が選ばれる場合も 毎月の報酬がかかる

【併用もできます】財産の柔軟な管理は「家族信託」、身の回りの契約（身上監護）は
「成年後見制度」と、役割を分けた組み合わせも可能です。

費用の比較

	初期費用	ランニングコスト
成年後見	約20万円	後見人への報酬等 毎月 約2～6万円 ↓ 10年間続いた場合 合計 約240～720万円 原則、本人が亡くなるまで継続し、 途中で自由にやめることはできません。
家族信託	一般的なご家庭で 金銭を信託した場合 60万円～	なし

まとめ：備えで変わる預金と不動産

判断能力が低下し、本人が契約などの判断をできなくなったら？

備えなし

ほかの代理・支援の備えもない場合



預金

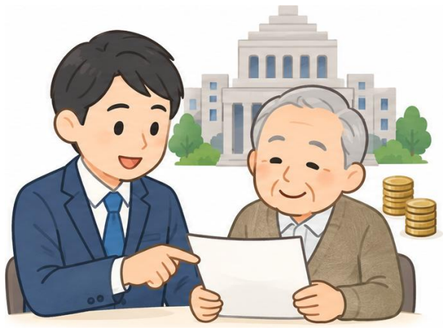
家族だけでは
自由に引き出せない

不動産

家族だけでは
売却できない

成年後見制度を利用

判断能力が低下した後に申立て



預金

後見人等が
本人のために管理・支払い

不動産

居住用不動産の売却には
家庭裁判所の許可が必要

家族信託で準備

判断能力があるうちに契約



預金

家族が契約に沿って管理し
生活費・介護費などに使う

不動産

契約で定めた権限の範囲で
家族が売却できる

財産をどう使いたいか、誰に任せたいか。判断能力があるうちの準備が大切です。

我が家は検討したほうがよい？ セルフチェック

親御さまのご状況

- ☐ 70代以上の両親がいる
- ☐ 同じ話を繰り返すなど、物忘れが増えてきた
- ☐ ひとり暮らし、または高齢のご夫婦のみで暮らしている
- ☐ 通帳や印鑑の置き場所がわからなくなることがある

財産と将来のご予定

- ☐ いずれ実家を売却する可能性がある
- ☐ 賃貸アパートなどの収益不動産を持っている
- ☐ 将来、介護施設への入居を考えている
- ☐ 実家や土地が共有名義になっている

ひとつでも当てはまる場合は、
「そろそろかもしれない」というご相談のタイミングです。

こんな方に家族信託をおすすめします

認知症などで判断能力が低下した後の、財産管理に備えて

1



家族に財産管理を任せたい

判断能力が低下した後も
信頼できる家族で管理したい

2



本人の預金を使い続けたい

本人の預金を
生活費や介護費に使いたい

3



夫婦の生活費を確保したい

財産が夫婦の一方に集中していても
配偶者が使えるように備えたい

4



実家を介護費用に充てたい

家族が不動産を管理・売却し
施設入居などの費用に使いたい

5



後見制度の利用を避けたい

※身上監護などで後見制度の併用が
必要になる場合があります。

ご相談から運用開始までの流れ

目安は全体で「2か月程度」です。お客様のペースに合わせて進めます。



01 無料相談

ご家族の状況をうかがい、信託が向いているかお伝えします。

02 設計とご提案

財産の内容やご希望をもとに、契約の骨格をご提案し、ご家族で共有します。

03 調査・書類の準備

不動産の確認や必要書類の収集、公証役場との事前調整を進めます。

04 契約の締結

公証役場で信託契約を公正証書にします。出張対応も可能です。

05 運用開始

信託の登記と専用口座の開設及び振込を行います。

家族信託のイメージ

家族信託は、財産を車にたとえると、
家族に運転を任せるような仕組みです。

本人の希望を、ナビゲーションの行き先に設定します。

行き先とルールを決め、
信頼できる家族に運転を任せる。



万が一、本人が病気などで運転できなくなっても、
家族が代わりにハンドルを握り、
決めておいた行き先とルールに沿って
車（＝財産）を動かしていく。

それが家族信託のイメージです。

大切な人に「迷惑」じゃなく「ありがとう」を残せる仕組み、それが「家族信託」です

家族信託は、託す人の想いを「契約」というかたちにして
家族が困らずに、安心して動ける仕組みをつくる方法です。

「迷惑をかけたくない」
「自分らしく生きたい」
「家族で揉めたくない」



そんな気持ちを実現するために、家族信託があります。

将来、家族同士で心の底から「ありがとう」と伝えられる。
その準備を、今からはじめてみませんか？

よくあるご質問｜相談について

相談前に、すべてを決めたり調べたりする必要はありません。

Q　相談だけでも費用はかかりますか？

A　ご相談は無料です。

ご家族の状況やご希望を伺い、
家族信託が合うか、費用の目安もご案内します。

Q　土日や夜の相談はできますか？

A　土日祝日のご相談も可能です。

受付時間は9時～18時です。
夜間をご希望の場合は、予約時にご相談ください。

Q　遠方に住んでいても相談できますか？

A　オンラインでのご相談も承ります。

お住まいの地域とご希望を伺い、
面談や手続きの進め方をご案内します。

Q　親の財産が詳しく分からなくても大丈夫？

A　最初は、おおよその情報で大丈夫です。

預金や不動産があるかなど、分かる範囲から
確認し、必要な資料を一緒に整理します。

よくあるご質問｜始める時期と手続き

契約内容を理解し、ご本人の意思を確認できることが大切です。

Q　検討を始めるのは、いつがよいですか？

A　判断能力があるうちに準備しましょう。

退職や介護の話が出たときなどが相談の機会です。
本人が希望を伝えられるうちに話し合いましょう。

Q　物忘れが増えていても契約できますか？

A　契約内容を理解できるかを確認します。

物忘れや診断名だけで、一律には決まりません。
ご本人の状態を伺い、契約の可否を検討します。

Q　入院中・施設入居中でも進められますか？

A　外出が難しくても、ご相談ください。

ご本人の意思を確認できることを前提に、
施設の面会条件や公証人の出張等を調整します。

Q　運用開始まで、どのくらいかかりますか？

A　目安は、ご相談から約2か月です。

財産の内容や書類、公証役場・金融機関との
調整で変わります。お急ぎの事情は先に伺います。

よくあるご質問｜家族と将来の備え

任せる人・家族への共有・税金も、事前に整理します。

Q　財産を任せられる家族がいない場合は？

A　家族信託以外の方法も検討します。

任せられる人がいなければ、無理に進めません。
後見制度や遺言など、ご事情に合う備えを考えます。

Q　家族信託をすると税金がかかりますか？

A　財産の種類や受益者の設定で変わります。

契約・登記・運用・承継の各段階を確認し、
必要に応じて税理士と連携してご案内します。

Q　きょうだいとの行き違いを防ぐには？

A　設計の段階から、家族で共有しましょう。

誰が管理し、何に使い、どう報告するか。
ルールを見える形にして、不安を減らします。

Q　認知症への備えは、今から必要ですか？

A　将来の財産管理を、早めに考えましょう。

判断能力が低下すると、契約が難しくなります。
まずは、誰に何を任せたいかを整理しましょう。

ご家族で、無料相談をご利用ください

「まだ決めていない」「まずは知りたい」という段階でも、お気軽に。

開催場所　オンライン・来所・出張

目安時間　30分〜1時間程度

こんなことをご相談いただけます

- ✓ 親の判断能力が低下する前に備えたい
- ✓ 家族信託の仕組みをわかりやすく知りたい
- ✓ 成年後見制度との違いを確認したい
- ✓ わが家に合う財産管理の方法を考えたい

上記以外のお悩みも、ご相談ください。

無料相談のご予約はこちら

0120-501-813

通話料無料　相談だけでも問題ありません。

HPからの予約はこちら

https://www.cresta-shihou.com

司法書士法人クレスタ　検索

LINEでご相談

QRコードを読み取って、友だち追加後、
メッセージをお送りください。

司法書士法人クレスタについて

相続・家族信託を中心に、ご家族の財産と未来を支えます。



お客様第一主義

ご家族の想いを伺い、一緒に考えます。

01 相続・家族信託に特化

ご相談実績 **1,000件以上**

ご家族の状況に合う方法をご提案します。

02 ひとつの窓口でサポート

各分野の専門家と連携し、
複雑な相続手続きもまとめて支援します。

03 丁寧でスピーディーな対応

わかりやすくご説明します。
ご相談だけでも、契約を無理にすすめません。

法人概要・アクセス

代表司法書士　片野 洋介（千葉司法書士会 第1742号）
設立　2024年8月29日
千葉県柏市柏2-7-11三星ビル5階（柏駅東口より徒歩５分）

主な取扱業務

相続手続き　／　家族信託・生前対策
不動産登記　／　商業・法人登記